

「国保事業方針における数値目標」の進捗状況

●国保事業方針における数値目標と進捗状況

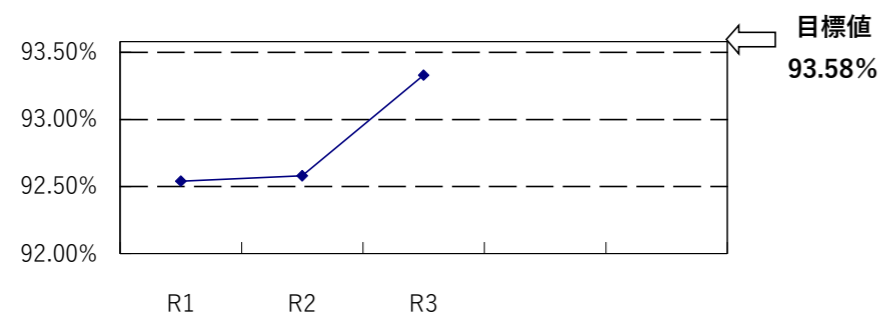
| 〈数値目標〉 | 令和元年度 (2019年度) 実績 | 令和5年度 (2023年度) 目標 | 進捗状況 |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|
| 1) 国民健康保険税 現年課税分収納率 | 92.54% | R2年度実績値+1.0% | 順調 |
| 2) 国民健康保険税 滞納繰越分収納率 | 18.29% | R2年度実績値+2.0% | 順調ではない |
| 3) 特定健診受診率※ | 28.40% | 36.00% ※(30.00%) | 順調 ※目標の下方修正 |
| 4) 一人あたりの診療費 | 304,352円 | 335,000円 | 順調 |
| 5) ジェネリック医薬品の使用率 | 80.90% | 83.00% | 順調 |

※3)については、新型コロナウイルス感染症の影響を加味して、第5次宮崎市総合計画の目標値を下方修正した。

●令和3年度までの推移と令和5年度の目標値

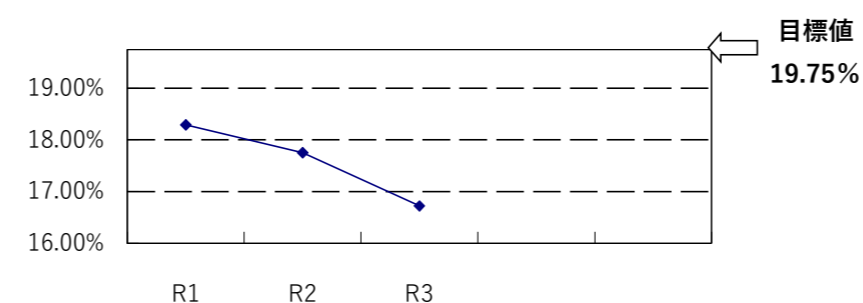
1) 国民健康保険税 現年課税分収納率

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和5年度 (目標) |
|--------|--------|--------|---------------|
| 92.54% | 92.58% | 93.33% | 93.58% |



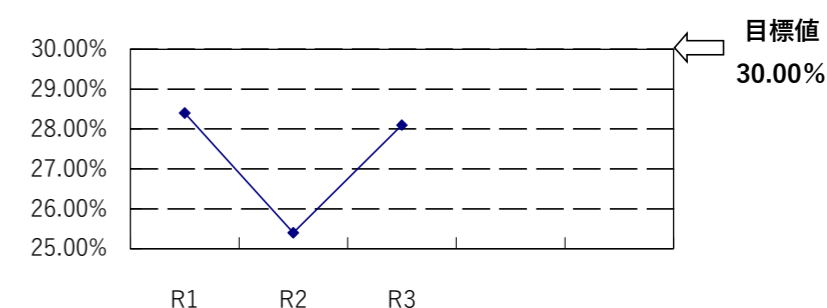
2) 国民健康保険税 滞納繰越分収納率

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和5年度 (目標) |
|--------|--------|--------|---------------|
| 18.29% | 17.75% | 16.72% | 19.75% |



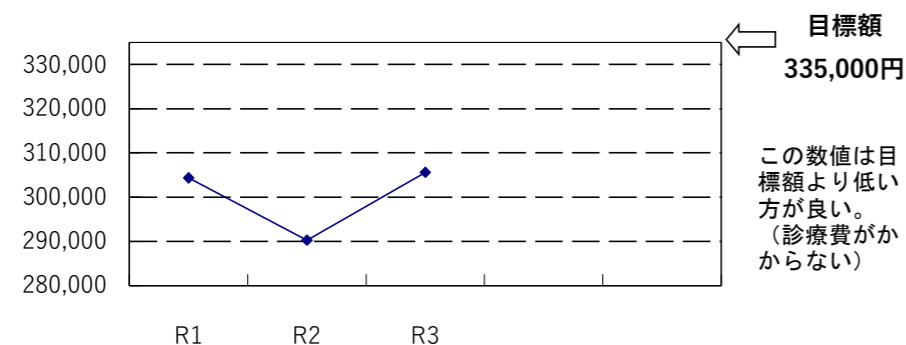
3) 特定健診受診率

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和5年度 (目標) |
|--------|--------|--------|---------------|
| 28.40% | 25.40% | 28.10% | 30.00% |



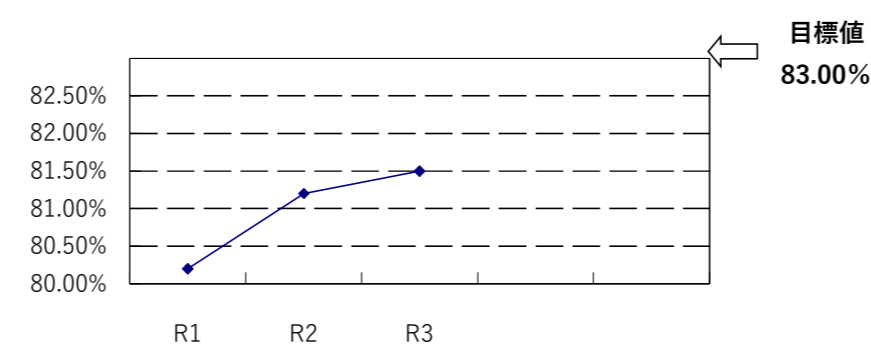
4) 一人あたりの診療費

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和5年度 (目標) |
|----------|----------|----------|---------------|
| 304,352円 | 290,284円 | 305,620円 | 335,000円 |



5) ジェネリック医薬品の使用率

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和5年度 (目標) |
|--------|--------|--------|---------------|
| 80.20% | 81.20% | 81.50% | 83.00% |



「国保運営基本施策ごとの具体的な取組」の進捗状況と今後の取組

【期間】令和3年4月1日～令和4年12月31日

【進捗確認等】・取組みの進捗状況を「○」（取組が順調）、「△」（取組中）、「▲」（取組が不十分）、「－」（進捗判断不可）で記載
 ・令和5年1月以降に取り組むことについてを記載

【進捗状況（まとめ）】 35項目中 「○」18個、「△」15個、「▲」1個、「－」1個

施策1 国民健康保険財政の健全運営の確立

| | 取組項目 | 進捗状況 | 取組内容等（何をどのようにやったか） | 今後の取組（何をどのようにやるか） | |
|-----|-------------------|-------------------|--------------------|--|---|
| (1) | 保険税収納率向上対策 | ① 口座振替原則化の周知徹底 | ○ | 当初納税通知書や催告書等に口座振替の案内チラシを同封するなどして周知徹底を図っている。 | 令和5年1月からは、市のホームページから口座振替の申請が可能となるWEB口座振替受付サービスを開始する。こうしたサービスについても更なる周知徹底を図っていく。 |
| | | ② 多様な納付方法の構築 | ○ | 令和4年4月より、PayPayなどのいわゆるスマートフォン決済での納付に対応を開始するなどして、納税者の更なる利便性向上に努めている。 | 会計担当部署と適宜情報共有、協議等を継続して行い、多様な納付方法の構築を目指していく。 |
| | | ③ 現年度滞納の早期解消 | △ | 督促状期限内に納付がなかった者に対し、一次催告書を送付するなどして、滞納の早期解消に努めている。 | 納め忘れの防止、新規滞納者への早期対応として、一次催告書の送付等を行っていく。また、現年度滞納者の財産調査、滞納処分も行っていく。 |
| | | ④ 過年度滞納者への滞納処分 | △ | 納税計画の立たない滞納者については、適宜財産調査を行い、適切に滞納処分を行っている。また、長期・高額の滞納者等については、捜索も行うなどして過年度滞納の解消に努めている。 | 早期の財産調査等を実施することにより、滞納処分もしくは執行停止の判断を早期に行い、過年度滞納者の減少を目指していく。 |
| | | ⑤ 関係部署、関係機関との連携 | △ | 市税徴収担当部署と共同で令和4年8月及び11月に不動産公売を実施し、また、宮崎県税務所に滞納処分に係る捜索の立会人を依頼するなど、各関係機関と協力して滞納者対策を講じている。 | 適宜情報共有を行いつつ、速やかかつ効果的な滞納処分を行っていく。 |
| (2) | 国保運営基金の適正活用 | 基金の適正活用 | － | 令和3年度決算は、収支差額が約7億3千万円であり、そのうち、6億7千万円を基金に積み立てた。 | 令和4年度決算、令和5年度以降の国保財政の見通しを参考とし、基金の活用方法を検討していく。 |
| (3) | 保険料水準の統一に向けた取組の推進 | 宮崎県市町村国保連携会議等への参加 | ○ | 令和3年度は国保連携会議に3回、財政部会に3回参加し、各市町村と議論を深めている。令和4年度も継続して議論を行っており、県内統一の算定方式は3方式（現行の宮崎市と同様）と固まった。 | 令和5年度は、保険料水準の統一化の具体的な内容、事務の標準化について議論を深めていく。 |

施策2 データに基づく予防・健康づくりの推進

| | 取組項目 | 進捗状況 | 取組内容等（何をどのようにやったか） | 今後の取組（何をどのようにやるか） | |
|-----|----------------------|--------------------|--------------------|--|---|
| (1) | データヘルス計画を踏まえた保健事業の展開 | ① データヘルス計画の推進 | ○ | 令和2年度に第2期データヘルス計画の中間評価と見直しを実施した。見直し後の計画に基づき、各事業を実施している。 | 令和5年度に第2期データヘルス計画の事業評価等を行い、5年間の総括を行う。そして、令和6年度から始まる第3期データヘルス計画を策定する。 |
| | | ② 関係部署と連携した保健事業の展開 | ○ | 健診委託医療機関、集団健診実施機関及び保健衛生部門と連携して特定保健指導実施率向上、特定健診受診率向上、生活習慣病重症化予防等に取り組んでいる。 | 令和5年度以降も令和4年度同様の取組を引き続き実施していく。 |
| | | ③ 各事業の評価・検証の実施 | ○ | 各年度末にデータヘルス計画の単年事業評価を実施している。 | 第2期データヘルス計画の各事業の評価を令和5年度に策定予定の第3期データヘルス計画の新たな評価指標に繋げていく。 |
| (2) | 特定健康診査受診率向上に向けた取組の推進 | ① 受診勧奨の充実 | △ | 地域の関係機関や団体に向けて、特定健診啓発のチラシ配布及び特定健診についての説明を実施している。また、令和2年度から未受診者に対し、AIを活用し対象者の特性に応じたメッセージの郵送やデジタル技術を活用した二次元コードを掲載したはがきの郵送、委託業者作成の勧奨リストを活用した電話勧奨を行っている。 | 令和5年度からは、委託期間を3年間とすることで、受診結果や勧奨結果を蓄積し、そのデータ分析等から今後の効率的かつ効果的な勧奨方法について検討できるようにする予定である。このことにより、受診率向上のための更なる受診勧奨に取り組んでいく。 |
| | | ② 医療機関と連携した受診率向上 | △ | 通院中未受診者の割合を減少させ特定健診受診率向上を図るために、医療機関からの特定健診受診勧奨の声掛けやチラシ等の配布・掲示を依頼している。また、医療機関との調整のもと、かかりつけ医での受診を促すため、通院中未受診者の勧奨はがきに医療機関名を印字して送付している。 | はがき送付後の受診傾向や受診率を踏まえて、今後の医療機関との連携の仕方について検討し、受診率向上に取り組んでいく。 |
| (3) | 特定保健指導実施率向上に向けた取組の推進 | ① 特定保健指導の充実強化 | △ | 対象者のリスクを把握し、それに合わせた保健指導を実施している。対象者の連続した2ヶ年で比較した保健指導レベルや検査結果の改善状況について分析を実施している。 | 分析結果から分かった保健指導レベルやリスクごとの特性に合わせた利用勧奨や特定保健指導の内容を検討していく。直営において、対象者を経年的にフォローしていく体制を構築していく。 |
| | | ② 保健師、管理栄養士の資質向上 | △ | 県主催の研修会への積極的な参加や直営・集団健診実施機関にて勉強会を開催し、事例検討を行う等、指導者の資質向上を図っている。 | 今後も継続的に勉強会を開催するとともに、保健師及び管理栄養士それぞれの強みを生かすことのできる保健指導の体制を構築していく。 |
| (4) | 生活習慣病重症化予防に向けた取組の推進 | ① ハイリスク者に対する保健指導 | ○ | 医療機関からハイリスク者の連絡を受け、連携を取りながら、保健師、管理栄養士で保健指導を行っている。 | 令和5年度以降も令和4年度同様の取組を引き続き実施していく。 |
| | | ② より効果的な生活習慣病重症化予防 | ○ | 関係部局と連携しながら生活習慣病重症化予防のために訪問、来所相談、電話を行い、保健指導、受診勧奨を行っている。 | 令和5年度以降も令和4年度同様の取組を引き続き実施していく。 |

施策3 医療費の適正化対策の推進

| | | 取組項目 | 進捗状況 | 取組内容等（何をどのようにやったか） | 今後の取組（何をどのようにやるか） |
|-----|-------------------|-------------------|------|--|---|
| (1) | 適正受診・適正服薬の推進 | ① 通知文書の送付 | ○ | 県の「薬剤情報通知事業」を利用し、年1回通知を行っている。 (R3年度実績 1,550名) (R4年度実績 1,838名) | 令和5年度以降も令和4年度同様の取組を引き続き実施していく。 |
| | | ② 薬剤師による電話相談 | ○ | 県の「薬剤情報通知事業」を利用し、委託業者のコールセンターで電話相談受付を行っている。 | 令和5年度以降も令和4年度同様の取組を引き続き実施していく。 |
| (2) | ジェネリック医薬品の使用促進 | ① 差額通知の送付 | ○ | 年3回の差額通知ハガキを送付している 【R3】年間17,150名 【R4】6月(5,873名)・10月(4,822名)実施済。2月実施予定 | 令和5年度も引き続き年3回の差額通知送付を行い、事業を推進していく。 |
| | | ② ジェネリック医薬品の周知・広報 | ○ | 毎年、パンフレット、保険証カードの配布を行っている。また、ホームページやみやざき健康ふくしまつりて周知広報を図っている。 | 令和4年度現在、薬剤不足の状況があり、今後も継続する見込である。このことから、現状の広報で十分である。 |
| (3) | レセプト点検及び療養費支給の適正化 | ① レセプト点検の質の向上 | △ | 国保連合会のレセプト点検事務共同事業で内容点検を行っている。また、国保年金課のレセプト点検員が資格点検を行い、報酬算定や資格に誤りや疑義がないかの点検を行っている。 | 内容点検の委託先である国保連合会との連携を強化していく。 |
| | | ② 療養費支給の適正化 | △ | 国保連合会のはり、きゅう等療養費点検により、申請書内容等を点検している。令和4年度から国保連合会との共同事業について、協議・検討している。 | 内容点検の委託先である国保連合会との連携を強化していく。 |
| (4) | 第三者行為求償事務の充実強化 | ① 事務従事者の資質向上 | ○ | (R3) 国保連合会現場実地研修1回(4名)、Web研修2回(4名)受講。 (R4) 国保連合会現場実地研修1回(4名)、Web研修2回(4名)受講。 | 令和5年度以降も令和4年度同様の取組を引き続き実施していく。 |
| | | ② 関係珠所との連携の強化 | ○ | 保健所(食中毒・犬等)、消防局、その他交通・消費相談機関との情報共有を行い、被保険者に傷病届の提出を促している。 | 令和5年度以降も令和4年度同様の取組を引き続き実施していく。 |

施策4 被保険者への効果的な情報発信の推進

| | | 取組項目 | 進捗状況 | 取組内容等（何をどのようにやったか） | 今後の取組（何をどのようにやるか） |
|-----|-----------------------------|----------------|------|---|--|
| (1) | 制度等の「見える化」を目指した分かりやすい広報物の作成 | 分かりやすい広報物の作成 | △ | 令和3年度以降、国保運営協議会の会議資料において、概略版や事業費納付金の制度等の資料を作成し、ホームページ掲載もしている。 | 被保険者が知りたい情報が、すぐ分かるようなホームページ作成等を行っている。 |
| (2) | 必要な人に必要な情報が確実に届く広報手段の選定 | ① 広報媒体の多様化 | ○ | 「市広報みやざき」、「宮崎日日新聞」、「宮崎市公式LINE」、「宮崎市ホームページ」、「オレンジタイム」等で各事業の広報を行っている。紙媒体、電子媒体、テレビ、SNSを活用している。 | 現状の媒体以外についても模索し、更なる広報を図っていく。 |
| | | ② ホームページの充実 | ○ | 令和4年3月にホームページ掲載体系の見直し、掲載内容の見直しを行った。このことにより、情報の検索しやすさ等が向上できた。 | 継続的にホームページの内容について検討を行い、内容の充実を図っていく。 |
| (3) | 情報発信効果を踏まえた戦略的広報の展開 | ① 情報発信の年間計画の作成 | △ | 令和3年度に令和4年度の国保年金課における各事業の広報年間計画の作成を行った。 | 令和5年度は国保年金課、国保収納課の広報年間計画の作成を行い、効果的な情報発信を図っていく。 |
| | | ② オレンジタイムの活用 | △ | 各事業において、国保連合会を通じ、オレンジタイム(テレビ)での広報を行っている。 | 宮崎市国保において、オレンジタイムで広報してほしい内容について、国保連合会に要望し、更なる活用を図っていく。 |

施策5 「新たな日常」の現実等に向けた事務の効率化

| | | 取組項目 | 進捗状況 | 取組内容等（何をどのようにやったか） | 今後の取組（何をどのようにやるか） |
|-----|------------------------------|--------------------------------|------|---|--|
| (1) | 新型コロナウイルス対策等を踏まえたデジタル化の推進 | ① 窓口案内表示システムの導入 | ○ | 令和3年8月から窓口案内表示システムを導入し、宮崎市のホームページから混雑状況の確認を可能とし、受付後、順番が来た時にメールでお知らせできるようになった。 | — |
| | | ② マイナンバーカードの健康保険証との一体化に対する周知広報 | △ | 令和4年10月に政府からマイナンバーカードと健康保険証の一体化を2024年秋までに行うという発表があった。令和5年度から周知広報に取り組み予定である。 | 国通知、他自治体の状況等を注視し、被保険者へ分かりやすい周知・広報を行っている。 |
| (2) | 書面・押印・対面主義からの脱却を踏まえた手続き等の簡素化 | ① 押印の廃止 | ○ | 法令で押印が必要な申請書等以外のものについて、全て押印廃止とした。 | — |
| | | ② 来庁状況分析等を踏まえた効率的な手続きの構築 | ▲ | 来庁状況(どのような業務に対して、何人が来庁したか、どの時間帯に来庁したか)は把握しているが、そのデータを使っての方策の検討には至っていない。 | 来庁者データの分析を行い、よりよい窓口対応ができる方策について検討を行う。そして、実施可能なものから実施していく。 |
| (3) | 標準的な事務取扱の更なる推進 | ① 宮崎県内の標準的な事務取扱要領等に基づいた事務取扱の推進 | △ | 宮崎県市町村国保連携会議、各部会において、議論は重ねているが、国保事務の広域化、標準化にはつながっていない状況である。 | 引き続き、宮崎県市町村国保連携会議、各部会に参加し、県内市町村と議論を続けていく。 |
| | | ② 感染症等が拡大した場合等に対する危機管理体制の充実 | △ | BCP(事業継続計画)を作成し、危機管理体制を構築している。 | 計画は策定しているが、BCPに基づいた業務を行ったことはないため、計画の実効性の確認等を行い、危機管理体制を整えていく。 |